

FAX 済

平成31年2月22日

F A X 連絡書

T0 第二東京弁護士会  
会長笠井直人先生

FAX. 03-3581-2404

全枚数（本票を含む）：1枚

お世話になっております。先ほどは会員として会財政についてのご質問させていただきます。

会館の固定資産税は平成29年度決算書によると9,441,904円支払ったと報告されております。この固定資産税は減免申請によって減額されていることは、総務課事務局（堀越様）から報告を頂きましたが、減免の根拠やどの程度減免されているか分からないとのことでした。

他方、平成29年度の決算書では、「会館運営繰入金収入」12,734,097円が計上され、それは地下一階のテナント収入等とのことでした。

本年度の会長選挙では、会館を他に賃貸して家賃収入を得ると固定資産税の減免特例を受けられなくなるとの指摘があり、この問題は会員の注目するところとなりました。

そこで、以下の点をご質問します。

- ①会館の固定資産税が減免されている法令の根拠をお教え頂きたい。
- ②減免が取消された場合の固定資産税額ほどの程度となるのでしょうか。
- ③現状地下1階を賃貸していますが、それは減免取消の理由にはならないのでしょうか。ならないのならどの程度まで賃貸しても取消にならないのかその範囲とか程度とかをご教示下さい。

お忙しいところ級宿ですが、1週間以内程度でご回答をお願いします。

六 法 法律事務所

弁護士 道 本 幸 伸

■新宿オフィス

〒160-0014 東京都新宿区内藤町1-10

電話& FAX 03-356-3359